

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、入会時に、次の入会金を納入しなければならない。なお、退会する場合の入会金の返還は行わない。

正会員	100,000円
賛助会員(団体又は法人)	100,000円
賛助会員(個人)	無料
特別会員	無料

(会 費)

第3条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。ただし、総会における議決権については、口数によって変更はなく、定款に定める通りとする。

正会員	120,000円
賛助会員(団体又は法人)	120,000円
賛助会員(個人)	60,000円
特別会員(ただし顧問については定款に準ずる)	10,000円

(会費の納入)

第4条 会員は、毎事業年度、8月末日までに、会費年額を一括で納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認を受けた日を含む月を始期とし、月割で会費を計算するものとする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日を含む月の翌月末日までとする。

(臨時会費)

第6条 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

2 臨時会費の金額等については、総会で定めるものとする。

(入会金及び会費の免除)

第7条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第2条から第5条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める正会員又は賛助会員
- (2) 特別会員

(3) 既にこの法人の会員である団体又は法人並びにグループ会社等が新たな事業単位等で入会する場合

(納付の方法)

第8条 会費は、日本円にて、この法人の指定する預金口座への振込送金の方法によって行うこととする。会費の振込に係る手数料は、会員負担とする。

附 則

この規程は、令和6年5月9日から施行する。